

全体的な進捗状況及びそれに対する評価

集中改善期間の初年度である平成15年度は「機能強化計画」のスケジュールに基づき、その基盤となる体制面の整備・対応を中心に進めてきた。同下期からは具体的に中小企業支援強化・早期事業再生等に取組み、16年度上期にはその具体的な成果も徐々に現れてきている。個別項目について当初計画に沿った対応を進めており、進捗状況は順調である。

16年4月にスタートした中期経営計画では「リレーションシップバンキングの機能強化」を基本方針のひとつとして全力で取り組んでおり、機能強化の実践により「収益力の強化と健全性の向上」を目指す。

<主要項目の進捗状況>

(1) 中小企業金融の再生に向けた取組み

創業・新事業支援機能の強化に関しては、業種別審査体制の拡充等、体制面の強化を図るとともに、日本政策投資銀行等の外部金融機関との業務協力締結や公的機関との情報交換等、産学官ネットワークの構築を進めた。特に16年度上期からは「医業、農業、建設・不動産」の審査態勢強化を具体的に推進している他、農林漁業金融公庫や産業クラスター会議、宮崎県産業支援財団等、関係機関との連携を強化した。

取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に関しては、コンサルティング機能強化を目的とした外部機関との業務提携や、法人向け情報ウェブサイトの活用等を実施した。また、宮崎県他主催のサイバー貿易商談会に参加企業を紹介する等、具体的な情報支援を行っている。経営改善支援については、16年6月に審査部内の「企業財務支援グループ」を「企業経営支援室」へ格上げし、営業店における「元気復活大作戦」の定着化とともに経営改善支援への取組みを強化しており、債務者区分の改善先が15年度に比べて増加する等、徐々に成果が現れてきている。

早期事業再生に向けた取組みに関しては、問題先管理制度のひとつである重点与信管理先制度に関する具体的管理基準を制定し、16年度上期に各種再生スキームの活用について具体的な検討を実施した。「宮崎県中小企業等支援ファンド」や「産業再生機構」の活用等、具体的な取組成果が出てきており、さらに16年9月には過剰債務に陥っている企業の再生を目的とした「みやざき企業再生ファンド」設立の覚書を締結する等、事業再生に対する取組みを強化している。

新しい中小企業金融への取組みに関しては、スコアリングモデルを活用した県信用保証協会との提携商品「ベストビジネス」(16年3月)、みやぎん税理士「ベストビジネス」の他、「みやぎんTKC戦略経営者ローン」(16年5月)の取扱いを開始した。

顧客への説明態勢の整備に関しては、15年度下期に与信取引説明マニュアルを策定する等、顧客への説明態勢整備を進めている。また、相談・苦情処理機能の強化に関しても、引続き地域金融円滑化会議への参加及び会議内容の行内周知や苦情事例の行内LANによる紹介等を実施している。

(2) 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

資産査定、信用リスク管理の強化に関しては、適切な自己査定及び償却・引当態勢をさらに充実・確立するために信用格付定義書や自己査定マニュアルを改定したほか、16年6月に新不動産担保評価システムの稼働を開始した。

収益管理態勢の整備と収益力の向上に関しては、現行貸出指標金利の遵守に注力するとともに、地銀協新共同データベースシステムの稼働に併せ、システム開発中である。

機能強化計画の進捗状況（要約） [地域銀行版]

（別紙様式3）

1. 15年4月から16年9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

集中改善期間の初年度である15年度は「機能強化計画」のスケジュールに基づき、その基盤となる体制面の整備・対応を進めてきた。同下期からは具体的に中小企業支援強化・早期事業再生等に取り組む、16年度上期には具体的な成果も徐々に現れてきている。個別項目について当初計画に沿った対応を進めており、進捗状況は順調である。16年4月にスタートした中期経営計画では「リレーションシップバンキングの機能強化」を基本方針のひとつとして取り組んでおり、「収益力と健全性の向上」を目指す。

2. 16年4月から16年9月までの進捗状況及びそれに対する評価

16年6月に審査部内の「企業財務支援グループ」を「企業経営支援室」へ格上げし、営業店における「元気復活大作戦」の定着化とともに経営改善支援への取組みを強化しており、成果が現れてきている。また、16年9月に「みやざき企業再生ファンド」設立の覚書を締結する等、早期事業再生についても着実に機能強化を図っている。

3. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画の 詳細) | |
|-----------------------------|--|---|---------------|---|-------------|-------------------|--|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | | |
| ・ 中小企業金融の再生に向けた取組み | | | | | | | |
| 1. 創業・新事業支援機能等の強化 | | | | | | | |
| (1) 業種別担当者の配置等 融資審査態勢の強化 | 1. 現状の5業種以外に、業種を追加する必要がないかどうかについて、定期的な検討の実施 2. 各業種別の与信動向分析及び定期的な経営陣への報告実施 | 1. 追加業種等の検討について リスク管理委員会・信用リスク専門委員会での四半期毎の検討実施 2. 業種別与信動向分析の半期毎の実施 3. 「重点与信管理先制度」における具体的管理手法策定及び四半期程度毎の常務会報告実施 | 平成15年度と同様に取組み | ・ 業種別審査体制を導入し、建設・不動産業専担者(審査役1名、調査役1名)を配置(15年4月) ・ 同専担者により業界動向、当行取引先における信用格付分布状況、主要取引先の状況等について常務会報告実施(15年6月) ・ 「重点与信管理先」対象先に係る具体的管理基準制定(15年9月) ・ 農業関連業種の専担者を配置、農林公庫の担当者による審査管理研修会を実施(15年10月) ・ 地銀協主催の業種別審査管理研修「建設業」へ専担者1名を派遣(15年11月) ・ 建設業倒産先を題材とした審査部内協議会実施(15年12月、16年3月) ・ 建設・不動産業担当審査役による審査管理研修実施(16年1月) ・ 日本政策投資銀行の担当者による南九州地区の農業に関する講義を実施(16年2月) ・ リスク管理委員会・信用リスク専門部会においてポートフォリオ分析の協議・報告実施(16年3月) | | | |
| | | | | < 医業関連 > ・ 審査部・医業担当について16年より兼務者1名配置 ・ 地銀協「業種別企業経営研究講座(医業)」に専担者1名派遣(16年4月) < 農業関連 > ・ 農林公庫による勉強会「農業資金の貸付審査」開催(16年6月、約60名) ・ 農林公庫との連携実施(16年5月 公庫業務に係る打合せ実施、16年6月 業務提携) ・ 宮崎県農業法人経営者協会総会に出席(16年5月)、同協会へ「顧問」として正式加盟(16年9月) | | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--|--|--|--|--|---|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | | | | | <建設・不動産業関連> ・建設業の与信管理について通達発蝶(16年7月) ・常務会にて業種別動向報告実施(16年7月) ・信用リスク専門部会において、建設業の倒産事例を討議し、対応方針等協議(16年8月) ・専門部会にて業種別審査体制の継続強化を確認 | |
| (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 | 1. 行内研修 - 融資営業力強化研修実施 2. 行外研修 - 地銀協「目利き研修」対応講座への派遣 3. 通信講座 - 地銀協「目利き研修」対応講座等の推奨 | 1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施 2. 地銀協講座「企業取引開発研究」「企業価値研究」「営業店役員者講座」への派遣実施 | 15年度と同様に実施 | ・融資営業力強化研修実施(15年6、9月の3日間、25名) ・融資営業力強化研修実施(15年11月、16年2月の4日間、25名) ・日本政策投資銀行による農業関連セミナー実施(16年2月、60名) ・地銀協「企業取引開発研究講座」「企業価値研究講座」へ各1名、「営業店役員者講座(企業取引)」へ2名派遣 ・地銀協通信講座「創業・新事業支援(目利き)コース」等の目利き対応通信講座354名受講 ・融資営業力強化研修実施(16年6、9月の4日間、27名) ・地銀協「企業取引開発研究講座」「企業価値研究講座」へ各1名、「営業店役員者講座(企業取引)」へ2名派遣 ・地銀協通信講座「創業・新事業支援(目利き)コース」等の目利き対応通信講座319名受講 | | |
| (3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画 | 1. 「産官学交流会」、「産学官連携支援サービス」「産業クラスターサポート金融会議」への推進強化、関係機関との連携強化を目的とした営業統括部営業支援グループ及び宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 2. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築への取組みの具体検討 3. 宮崎大学地域共同センター、(株)みやざきTLO、(財)宮崎県産業支援財団、日本政策投資銀行との連携強化 | 1. 「産業クラスターサポート金融会議」参加 2. (株)みやざきTLO設立参加 3. 営業統括部営業支援グループ、宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 4. 日本政策投資銀行との連携取組策検討 5. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築の方向性等検討 6. (財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施 | 1. 日本政策投資銀行との連携取組み 2. 知的財産権・技術評価へのノウハウ構築の具体策検討 3. (財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施 | ・産業クラスターサポート金融会議、第1回参加(15年6月) ・(株)みやざきTLOの設立(15年4月)に参加、出資協力 ・宮銀ベンチャーキャピタル(株)の要員1名増員(15年7月) ・日本政策投資銀行、商工中金との情報交換実施 ・みやざき産学交流会実施(15年11月) ・商工組合中央金庫と業務協力締結(15年12月) ・日本政策投資銀行と業務協力協定締結(15年12月) ・産業クラスターサポート金融会議に参加(16年1月) ・九州産業クラスター金融セミナーに参加(16年2月) ・県地域結集型共同研究事業発足式に参加(16年2月) ・(財)宮崎銀行ふるさと振興基金 8先6百万円の助成(16年2月) ・みやざき産業クラスター推進協議会参加 ・宮崎大学地域共同研究センター10周年式典・事業参加 ・第3回産業クラスターサポート金融会議参加 ・「みやざきビジネスサポートローン<産業クラスターつなぎ資金>」の融資制度制定 | | |
| (4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化 | 1. 営業統括部営業支援グループ、宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 2. 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との情報共有 | 1. 営業統括部、宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 2. 日本政策投資銀行等との連携取組策検討 | 1. 日本政策投資銀行等との連携取組策実施 | ・宮銀ベンチャーキャピタル(株)の要員1名増員(15年7月) ・日本政策投資銀行、商工中金、中小公庫との情報交換実施 ・商工組合中央金庫と業務協力締結(15年12月) ・中小企業金融公庫と業務連携協力締結(15年12月) ・日本政策投資銀行と業務協力協定締結(15年12月) | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|---|--|--|---|---|-------------|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | 連携強化を図る | | | ・日本政策投資銀行による当行職員向けセミナー実施(16年2月) ・農林漁業金融公庫によるセミナー実施(16年6月) ・農林漁業金融公庫と業務協力締結(16年6月) ・日本政策投資銀行との情報交換会実施 | | |
| (5) 中小企業支援センターの活用 | 1. 地域中小企業支援センター開催のセミナー、講習会等について、営業店を通じた当行顧客への広報協力 2. (財)宮崎県産業支援財団との情報交換会実施 3. 地域中小企業支援センターとの情報交換等の実施 | 1. 地域中小企業支援センターとの情報交換 2. 情報交換を通じて、中小企業の創業、経営革新策の具体的検討 | 1. 15年度中の活動を踏まえ、連携策実施 | ・(財)宮崎県産業支援財団への定例訪問による情報交換実施 ・(財)宮崎県産業支援財団主催セミナーへの後援、営業店を通じた取引先への案内を実施 ・宮崎県、(財)宮崎県産業支援財団主催による金融機関向けセミナーへの県内営業店・本部の参加 ・宮崎県、(財)宮崎県産業支援財団主催による取引先への経営革新アンケート実施 ・(財)宮崎県産業支援財団主催「元気が出るベンチャー企業育成セミナー」協賛 ・(財)宮崎県産業支援財団の支援内容を営業店宛情宣 ・商工会主催の「経営革新セミナー」への(財)宮崎県産業支援財団よりの講師派遣取次 | | |
| 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 | | | | | | |
| (1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備 | 1. 情報支援・コンサル業務強化を目的とした営業統括部営業支援グループや宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 2. 営業店へのインターネット端末設置推進により、企業との情報格差を解消し情報感度の向上を図る 3. コンサルティング業務について、外部連携の拡大検討、ノウハウの蓄積実施 | 1. 営業統括部支援グループ、宮銀ベンチャーキャピタル(株)の態勢強化検討 2. 「みやぎんビジネスネット」への新規加入促進 3. 営業店へのインターネット端末設置推進 4. コンサル業務に関する外部提携拡大の検討 | 1. 「みやぎんビジネスネット」による主体的な情報発信実施 2. ビジネスマッチング等の情報提供スキームの定着化 | ・(株)日本M&Aセンターと業務提携(15年4月) ・宮銀ベンチャーキャピタル(株)の要員1名増員(15年7月) ・旧会員組織から「みやぎんビジネスネット」への移行(15年9月) ・情報専担者1名配置 ・インターネット端末49ヶ店に設置 ・「地方銀行情報ネットワーク」の営業店への周知 ・宮崎県、宮崎県産業貿易振興協会、KOTRA(韓国貿易センター)主催「韓国企業とのサイバー貿易商談会」に参加、参加企業を紹介 ・「みやぎんビジネスネット」を通じた「ビジネスレポート」「ビジネスマッチング」情報の行内LAN情報サイトへの掲載開始 | | |
| (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表 | (別紙様式3-2、3-3及び3-4参照) | | | | | |
| (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施 | 1. 行内研修 - 融資営業力強化研修、経営支援・企業再生支援研修の実施 2. 行外研修 - 地銀協「中小企業経営支援講座」への派遣(期中1名) 3. 通信講座 - 地銀協「経営支援スキルアップコース」等の推奨 | 1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施 それぞれ25名参加 2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期より半期毎に各1回実施、それぞれ25名参加 | 15年度と同様に実施 | ・融資営業力強化研修実施(15年6、9月の3日間、25名) ・融資営業力強化研修実施(15年11月、16年2月の4日間、25名) ・日本政策投資銀行による農業関連セミナー実施(16年2月、60名) ・地銀協「中小企業経営支援講座」へ営業店実務担当者1名派遣、中小企業大学校へ2名の派遣を継続 ・地銀協通信講座「経営支援スキルアップコース」等、中小企業経営 | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--|---|---|---|---|--|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | | 3. 地銀協講座「中小企業経営支援講座」への派遣実施 | | | 支援関連講座を93名受講 ・融資営業力強化研修実施(16年6、9月の4日間、27名) ・企業再生支援ケーススタディ研修実施(16年9月の2日間、20名) ・地銀協「中小企業経営支援講座」へ営業店実務担当者1名派遣、中小企業大学校については2名派遣を継続 ・地銀協通信講座「経営支援スキルアップコース」等、中小企業経営支援関連講座165名受講 | |
| (5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力 | 1. 宮崎県における「地域金融人材育成プログラム」に関する情報収集を行ないながら、具体的な協力要請に対する取組策を検討する | 1. 「地域金融人材育成プログラム」に関するプロジェクトの進捗状況に関する情報収集を行なう | 1. 地元大学や自治体による同プログラムを利用した「中小企業CFO」育成事業が実施された際には積極的に協力 | ・「地域金融人材育成プログラム」について九州経済産業局にヒアリング実施 ・九州大学ビジネススクールで実施中のプログラムの進捗に関して情報収集実施 | | |
| 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み | | | | | | |
| (1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手 | 1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解消しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする (2) 審査部による半期毎の問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする 2. 実施の具体的方法 (1) 「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する。 (2) いずれかの手法による再生スキームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による | 1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定 2. 各問題先管理制度の対象先見直し 3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始 | 1. 基準による運用 | ・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(15年9月)、10月より運用開始 ・CFSグループの対象先、「元気復活大作戦」対象先、「重点与信管理先」について、每期対象先の見直し実施 ・各問題先管理制度の中で、早期事業再生制度の適用について有効性と要否を検討・報告するための管理基準制定(15年12月) ・管理基準に基づき、各問題先管理制度の対象先について早期事業再生制度の適用の有効性について定期的に検討実施 | | |
| (2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み | 1. 宮崎県主導により組成される「宮崎県中小企業等支援ファンド」に積極的に参加する 2. 同ファンドの管理運営を当行関連企業 宮銀ベンチャーキャピタル(株)が引受け | 1. 「宮崎県中小企業等支援ファンド」参加の具体的検討 2. 投資可能企業の選定 3. 下期以降、投資可能企業の推薦、投資決定企業の再生支援を実施 | 15年度と同様に取組む | ・「宮崎県中小企業等支援ファンド」設立調印(15年9月)。運営に関して、宮銀ベンチャーキャピタル(株)が参加、業務開始。 ・宮銀ベンチャーキャピタル(株)が管理・運営機関として業務遂行。 ・過剰債務に陥っている企業の再生を目的とした「みやざき企業再生ファンド」設立の覚書を締結(16年9月) | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|----------------------------------|---|--|------------|---|-------------|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| (3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用 | <p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解消しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする</p> <p>(2) 審査部による半期毎の問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1) 「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する</p> <p>(2) いずれかの手法による再生スキームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による</p> | <p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始</p> | 1. 基準による運用 | <p>・ 報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(15年9月)、10月より運用開始</p> <p>・ CFSグループの対象先、「元気復活大作戦」対象先、「重点与信管理先」について、每期対象先の見直し実施</p> <p>・ 各問題先管理制度の中で、早期事業再生制度の適用について有効性と要否を検討・報告するための管理基準制定(15年12月)</p> <p>・ 管理基準に基づき、各問題先管理制度の対象先についてDES・DDS・DIPファイナンスの適用の有効性について定期的に検討実施</p> | | |
| (4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用 | <p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、過剰債務に陥っているがキャッシュフローのある破綻懸念先を検討の対象とする</p> <p>(2) 審査部による半期毎の問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うちキャッシュフローのある破綻懸念先をRCC信託機能活用の検討の対象とする</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1) 「早期事業再生検討先」のうち、キャッシュフローのある破綻懸念先については、RCC信託機能活用の有効性、必要性を審査部にて検討し、経営陣へ報告する</p> | <p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始</p> | 1. 基準による運用 | <p>・ 報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(15年9月)、10月より運用開始</p> <p>・ CFSグループの対象先、「元気復活大作戦」対象先、「重点与信管理先」について、每期対象先の見直し実施</p> <p>・ 各問題先管理制度の中で、早期事業再生制度の適用について有効性と要否を検討・報告するための管理基準制定(15年12月)</p> <p>・ 管理基準に基づき、各問題先管理制度の対象先についてRCC信託機能の適用の有効性について定期的に検討実施</p> | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|-----------------------------|--|--|-------------|--|-------------|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | (2)検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は事前にRCCとの協議を行ない、実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による | | | | | |
| (5) 産業再生機構の活用 | <p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、過剰債務に陥っている大口の要管理先以下を検討の対象とする</p> <p>(2) 審査部による半期毎の問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うち要管理先以下で与信額10億円以上の先を検討の対象とする</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1) 「早期事業再生検討先」のうち、要管理先以下で与信額10億円以上の先については、産業再生機構の活用の有効性、必要性を審査部にて検討の上、その結果を経営陣へ報告する</p> <p>(2) 検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は、事前に産業再生機構との協議を行ない、実施に踏み切る場合は、常務会等の経営陣の決裁による</p> | <p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始</p> | 1. 基準による運用 | <p>・ 報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(15年9月)、10月より運用開始</p> <p>・ CFSグループの対象先、「元気復活大作戦」対象先、「重点与信管理先」について、每期対象先の見直し実施</p> <p>・ 各問題先管理制度の中で、早期事業再生制度の適用について有効性と要否を検討・報告するための管理基準制定(15年12月)</p> <p>・ 管理基準に基づき、各問題先管理制度の対象先について産業再生機構の活用の有効性について定期的に検討実施</p> <p>・ 地場航空会社の再生支援について産業再生機構へ申請を行ない、支援決定(16年6月)</p> <p>・ 上記に関連して、機構の出資までのつなぎ資金対応(3行協調 16年7月)</p> <p>・ 現在、同社へは当行からも行員1名派遣(出向)し機構と連携・協力のうえ再生支援中</p> | | |
| (6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用 | <p>1. 個別案件の窓口を審査部とする</p> <p>2. 同協議会による「第二次段階の支援対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先である場合には、既に作成済みの経営改善計画書と同協議会への支援要請内容との整合性を確認の上、改めて対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する</p> <p>3. 同協議会による「第二次段階の支援対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先でない場合は、</p> | <p>1. 連絡態勢、個別案件についての協議態勢について、同協議会の「窓口専門家」と協議</p> <p>2. 同協議会の支援対象先に対する支援、協議会への協力実施</p> | 15年度と同様に取組み | <p>・ 県中小企業再生支援協議会の窓口専門家と協議を行ない、審査部CFSグループを窓口として連携、協力を行なっていくことを確認(15年8月)</p> <p>・ 16年3月末現在においてCFSグループ対象先で当協議会の支援対象先として経営改善計画を策定した先は2先で、うち1先については「宮崎県中小企業等支援ファンド」より出資を実施</p> <p>・ 上記2先に加え、平成16年3月末現在において1先について当協議会への支援の打診を行っている</p> <p>・ 16年3月末時点で打診を行っていた先について16年9月に計画策定完了し、「宮崎県中小企業等支援ファンド」より出資を受けた</p> <p>・ 同協議会の改善計画策定完了先5先(累計)のうち当行</p> | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--|---|---|---|--|---|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | <p>原則として担当先に追加することとし、対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する</p> <p>4. 「企業財務支援グループ」及び「元気復活作戦」の対象先のうち、経営改善計画の作成・遂行にあたり、当行支援に加え、同協議会の「個別支援チーム」による専門的知識が必要と認められる先は個別に同協議会と協議実施</p> <p>5. 同協議会支援対象先について、「個別支援チーム」への参加等支援要請があった場合には、対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、必要に応じ経営陣の決裁を得た上で対応する</p> <p>6. 同協議会支援対象先について、支援にあたっての協議会との連携の状況等について経営陣へ定例報告する</p> | | | | <p>取引先3先(うち2先が県の支援ファンド利用)</p> <p>・16年9月末現在、さらに1先について協議会との連携で改善計画策定中</p> | |
| (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施 | <p>1. 行内研修 - 企業再生支援研修実施</p> <p>2. 行外研修 - 地銀協「企業再生支援実務講座」派遣(期中2名)</p> <p>3. 通信講座 - 地銀協「中小企業再生コース」等の推奨</p> | <p>1. 企業再生支援研修実施 - 上期実施済み、25名</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期実施、25名</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 下期2名</p> | <p>1. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 半期毎1回、各回2名</p> | <p>・企業再生支援研修実施(融資担当者・役席者 上期下期各26名)</p> <p>・地銀協「企業再生支援実務講座」へ本部担当者2名派遣</p> <p>・地銀協通信講座「中小企業再生支援コース」を、営業店の実務担当者を中心に294名が受講</p> <p>・企業再生支援研修(企業財務支援ケーススタディ研修)実施(営業店融資役席・担当者20名)</p> <p>・企業再生支援トレーニー実施(営業店担当者3名)</p> <p>・地銀協「企業再生支援実務講座」へ本部担当者2名派遣</p> <p>・地銀協主催通信講座「中小企業再生支援コース」を営業店の実務担当者を中心に191名が受講</p> | | |
| 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化 | | | | | | |
| (1) 担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方 | <p>1. ローンレビューの徹底 「重点与信管理先制度」の対象先に対する管理基準制定、運用開始</p> <p>2. 財務制限条項 一般融資への導入の可否等について検討</p> <p>3. スコアリングモデルの活用 関係部ワーキングによる検討実施</p> <p>4. 第三者保証人の利用について 実態調査結果の営業店還元等により過度な運用の自粛について周知徹底</p> | <p>1. 「重点与信管理先制度」対象先の具体的管理基準制定</p> <p>2. 担保や第三者保証人に係る実態調査の結果の営業店還元と周知徹底</p> <p>3. スコアリングモデル導入、商品化、推進態勢等についての方向性再検討</p> <p>4. 財務制限条項の一般融資への導入可否等についての協議・決定</p> | 15年度の取組みを継続 | <p>・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(15年9月)、10月より運用開始</p> <p>・財務制限条項については、現在その有効性について検討中</p> <p>・スコアリングモデルは日本総研モデルを採用(16年1月)</p> <p>・信用保証協会との提携商品「ベストビジネス」発売(16年3月)</p> <p>・担保や第三者保証人に係る実態調査実施(15年7月)、運用は過度なものとはなっていないと認識</p> <p>・重点与信管理制度については引き続き実施中</p> <p>・財務制限条項の活用範囲拡大について「誓約条項特約書」書式作成の上、対象先・商品について継続検討中</p> <p>・スコアリングモデルの活用については南九州税理士会</p> | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--------------------------------------|--|--|---|--|--|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | を図る | | | | と提携したみやぎん税理士「ベストビジネス」、T K C 全国会と提携した「みやぎん T K C 戦略経営者ローン」を発売 (16年5月) ・第三者保証人の徴求については平成16年3月に「与信取引説明マニュアル」を策定の上、16年4月開催の「全店融資担当役席者会議」で説明を行い、重要性・具体的説明方法等について周知徹底 | |
| (3) 証券化等の取組み | 1. 貸出債権等に係る証券化市場が十分発展していない現状においては、具体的取組策に限界があるが、将来の取組みに向けてノウハウの蓄積等環境整備を行なう 2. 銀行保証付私募債の商品化・引受の実施 3. 地方公共団体におけるミニ公募債の発行・引受実施 | 1. 銀行保証付私募債の商品化実施、引受けの推進 2. 地公体ミニ公募債の発行・引受内容調整、システム及び事務スキーム整備 | 1. 地公体のミニ公募債及び C D O 等の発行・引受けに係る調査実施 2. 各種資金調達手法取組体制の検討・整備 | ・銀行保証付私募債については県内中小企業のニーズも高く、営業店に業績評価のインセンティブを付与し積極推進中 ・宮崎市ミニ公募債(アイビー債)発行引受 発行総額 ~ 15億円(うち当行引受分10億円) 発行日 ~ 平成15年12月5日 当行引受分即日完売 ・銀行保証付私募債 ~ 上期引受実績9件12.5億円 ・地公体向け私募債 ~ 有力な地公体を中心にアプローチを展開 | | |
| (4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備 | 1. スコアリングモデル導入を前提に T K C 提携ローン商品化の検討実施 | 1. T K C との具体的協議実施 2. スコアリングモデル導入検討ワーキングで検討 | 1. 商品化、販売推進 | ・スコアリングモデルについては日本総研モデル採用(16年1月)信用保証協会との提携商品「ベストビジネス」発売(16年3月) ・ T K C 会員事務所と提携した「みやぎん T K C 戦略経営者ローン」発売(16年5月) ・税理士会宮崎県連と提携し「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を活用したみやぎん税理士「ベストビジネス」発売(16年5月) | | |
| (5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用 | 1. 地銀協共同データの質の向上 地銀協共同データベースのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学研究所とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)がコンサルティングを開始しており当行もデータ提供等により協力中。最終的には新 B I S 規制の内部格付手法のデータベースとして認められる段階までの精度向上を目指す 2. 暫定的に使用している帝国データバンクデータベースに代えて、地銀協共同データベースによる計量結果を使用することにより、ポートフォリオ分析、プライシング、営業店業績評価等の精度も向上する | 1. 地銀協における信用リスク共同データベースのコンサルティングにデータ作成、提供。下期にコンサルティング完了予定 | 1. 地銀協の新共同データベースシステム稼働予定(12月) | ・地銀協共同データベースのコンサルティング終了(15年12月) ・コンサルティング結果をベースにした地銀協新システムが公表され当行もシステム開発中 ・当行デフォルト率の精緻化のため「回収原資コード」を新設し、16年4月より運用開始 ・地銀協新共同データベースシステムのインターフェイスファイルの要件定義を行い、システム開発実施 | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--|--|--|-------------------|--|-------------|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | 3. 統合的リスクマネジメントの観点から、自己資本の範囲内に信用リスクを含めた各種リスクをコントロールする。 具体的には信用VaRの限度額等の設定を検討する。 | | | | | |
| 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 | | | | | | |
| (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備 | 1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定実施 2. 事務ガイドラインに則した顧客説明態勢に関するマニュアル作成 3. 研修の実施 | 1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定 2. 顧客説明態勢に関するマニュアル作成 | 1. 階層別研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・特約期間付固定金利選択型ローンに関する特約書について、借主・保証人全員の確認印欄を新設(15年9月) ・住宅ローン用金銭消費貸借契約証書の捺印欄・意思確認欄を削除し、本人確認記録表を使用することとした(15年11月) ・与信取引に関する顧客への説明態勢について営業店宛通知(15年11、12月) ・事務規定の改定(15年12月、16年2月) ・「与信取引説明マニュアル」を作成(16年3月) <ul style="list-style-type: none"> ・「与信取引説明マニュアル」を全店配布(16年4月) ・顧客への説明態勢に関する説明会を実施(店長向け9地区、融資役員向け2回) ・金銭消費貸借契約証書(プロパー用)改定(16年7月) ・与信取引に関する顧客への説明態勢について営業店宛通知(16年7月) ・通信講座新設(16年9月) | | |
| (3) 相談・苦情処理体制の強化 | 1. 「銀行よろず相談所」との連携・協力 2. 行内LANによる主な苦情例の紹介による再発防止 3. 地域金融円滑化会議への参加と行内の「苦情対応協議会」への意見・情報の反映と活用 | 1. 「銀行よろず相談所」との連携 2. 行内LANによる苦情例紹介 3. 地域金融円滑化会議参加及び行内態勢整備へ反映 | 1. 15年度と同様に取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応協議会を毎月初に開催 ・「銀行よろず相談所」との意見交換実施(毎月3～4回) ・苦情事例紹介23件(15年下期14件) ・地域金融円滑化会議開催の都度、会議内容について、行内の苦情対応協議会に報告・周知 ・苦情処理で専門的な説明を要する場合の各部説明者を明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応協議会に次席者も参加(16年9月より) ・主な苦情を全店に行内LANで紹介、必要に応じて担当部より注意喚起発蝶(紹介13件、注意喚起6件、規定変更1件) | | |
| 6. 進捗状況の公表 | 1. 「中小企業金融の再生に向けた取組み」の進捗状況について、半期毎にディスクロージャー誌、ホームページ等を通して公表 | 1. 15年上期の進捗状況から公表開始 | 1. 半期毎に公表実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・15年上期及び下期の進捗状況について、ホームページ上にリレーションシップバンキングのコーナーを新設、公表 ・16年上期中の進捗状況についても、ホームページチャネル上で公表すべく準備中 | | |
| 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み | | | | | | |
| 1. 資産査定、信用リスク管理の強化 | | | | | | |
| (1) 適切な自己査定及び償却・引当 | 1. 基準や規定の見直し、運用の徹底を図り、適切な自己査定及び正確な償 | 1. 債務者区分における債務償還年数の基準制定 | 1. 新不動産担保評価システム稼働 | ・債務者区分における債務償還年数基準策定のための格付システムにおけるスコアリング算定ルールの改定作業終了(上期)、信用格 | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳 細) |
|--|---|--|---|---|-------------|-----------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | 却・引当を行う態勢の確立を図る 2. 具体的な見直し等は、「信用リスク管理態勢に関する改善・対応スケジュール表」に従い実施する | 2. 重点与信管理先制度の対象先に対する管理基準制定 3. 臨店指導、監査等の実施 4. 自己査定作業における担保評価の検証・監査態勢の確立 5. 予想損失率の妥当性に係る検証開始 6. 予想損失率算定の改定 7. 大口要管理先のDCF法による引当 8. 新不動産担保評価システム開発着手 | | 付定義書と自己査定マニュアルを改定(15年11月)し、15年下期の自己査定より運用開始 ・重点与信管理先制度の対象先に係る具体的管理基準について15年9月に制定し、10月より運用開始 ・審査役による営業店臨店指導実施 ・不動産担保評価の検証に関して検証シートを制定、体制確立の上、運用を開始(15年7月) ・15年3月期の償却・引当データにより予想損失率の妥当性の検証実施。検証結果についてはリスク管理委員会に報告、16年3月期については貸倒実績率の算定期間を変更 ・15年3月期より前回金融庁検査結果を期首債権に反映し予想損失率を算定 ・15年3月期より要管理先で総与信100億円以上の大口先・大口グループ先についてDCF法による引当金計上を開始 ・不動産担保評価の新システムについて開発着手(15年10月) ・新不動産担保評価システム稼働開始(16年6月) ・予想損失率の妥当性検証継続 ・大口要管理先のDCF法による引当継続 | | |
| (1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証 | 1. 担保評価に係る検証・監査態勢 (1)不動産担保評価システムの見直し (2)自己査定作業における担保評価の検証態勢の整備 2. 処分実績データの充実 | 1. 不動産担保評価システムの見直し実施 2. 「不動産担保評価検証シート」による検証・監査の開始 3. 「不動産売却事例報告」の制定、データ収集開始 4. 新不動産担保評価システムの開発開始 | 1. 新不動産担保評価システムの稼働開始 2. 「不動産売却事例報告」の集計、分析、検討 | 不動産担保評価の新システムについて開発着手(15年7月) ・「不動産担保評価検証シート」を制定し運用を開始(15年7月) ・「不動産売却事例報告」を制定しデータ収集を開始(15年9月) ・新不動産担保評価システム稼働開始(16年6月) ・不動産担保評価検証シートを使用した評価検証については毎回の自己査定において継続実施中 ・売買事例データの蓄積継続実施中。ある程度蓄積を行った上で集計・報告・検証を実施する | | |
| 2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上 | | | | | | |
| (2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等 | 1. 信用リスクデータの蓄積 地銀協共同データベースのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学研究所とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)がコンサルティングを開始しており当行もデータ提供等により協力中。最終的には新BIS規制の内部格付手法のデータベースとして認められる段階までの精度向上を目指す 2. 内部格付制度の構築 平成15年1月の金融庁検査における | 1. 信用格付に関するデータ収集 2. 貸出指標金利の遵守 3. 地銀協における信用リスク共同データベースのコンサルティングにデータ作成、提供。下期にコンサルティング完了予定 4. 信用格付制度の見直しの要否について検討 | 1. 地銀協の新共同データベースシステム稼働予定(12月) | コンサルティング結果をベースにした地銀協新システムが公表され、当行もシステム開発中 ・信用格付制度の有効性の検証に必要なデータについては、14年度中に蓄積を開始済み。15年上期までの集計結果について審査部・リスク管理部による協議会を実施(15年11月) ・信用リスクに応じた金利設定については現在地銀協の信用リスク共同データの整備を進めている状況であり、現状は引続き現行指標金利の遵守に注力 ・地銀協新共同データベースシステムのインターフェイスファイルの要件定義を行いシステム開発実施(16年11月中完成、12月運用開始予定) | | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 | | 備考 (計画 の詳細) |
|------------------|--|---|--|---|-------------|-------------------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年4月～ 16年9月 | 16年4月～16年9月 | |
| | <p>「検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告」に基づき、信用格付に関する各種データを蓄積・分析の上、信用格付制度の見直しの要否につき検討を行ない、必要が認められた場合は改定を行なう</p> <p>3. 金利設定のための内部基準整備 案件審査や臨店指導等を通じた「貸出指標金利」の遵守を図る。地銀協共同データの整備が進み、格付別のデフォルト率改定の際は、それに合わせて指標金利を都度改定する。</p> | | | | | |
| 4. 地域貢献に関する情報開示等 | | | | | | |
| (1) 地域貢献に関する情報開示 | <p>1. 「信用供与の状況」 貸出業務全般の状況、 中小企業向け貸出業務の状況、 個人向け貸出業務の状況に区分し、それぞれの残高・比率・件数・商品内容・取組状況等について開示する</p> <p>2. 「利便性提供の状況」 顧客接点の状況、 預金業務等の状況、 その他に区分し、預金・預り資産残高、店舗チャネルの状況、決済・資産形成サービス等の利用状況、相談業務の充実度等について開示する</p> <p>3. 「地域経済活性化への取組状況」 地元企業に対する経営サポートの状況、 企業育成への取組み、 地方公共団体の事業との関係等に区分し地元企業の経営相談・再生・育成等への取組状況を開示する</p> <p>4. 「地域への各種支援活動」 ボランティア活動等の状況について、文化支援活動・スポーツ支援活動・教育支援活動・福祉支援活動・環境問題への取組み等を開示する</p> | <p>1. 顧客団体等への説明会等実施、地域IRの開催</p> <p>2. 諸ディスクローズについて、中間期より開示項目・内容見直し、開示上の工夫を図る</p> <p>3. 当面は分かり易さを勘案し従来のディスクロ誌と別分冊の形での「地域貢献に関する情報開示」とする</p> | <p>1. 地域貢献に関する情報開示内容について、開示項目の進捗状況、開示方法等について、随時見直し実施</p> | <p>・地域貢献に関する情報開示を地銀協の開示項目例の全てについてホームページ上に公表</p> <p>・15年下期発行広報誌等に開示項目を抜粋して掲載</p> <p>・16年6月に地域貢献に関する情報開示専用冊子を作成し、従来の広報誌と共に経営説明会等で配布</p> | | |

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための態勢整備強化並びに実績公表

| | | |
|-----------|------|---|
| 具体的な取組み | | 1. 取組みにあたっての役割分担の明確化 2. 営業店と本部の連携強化 3. 経営陣への報告態勢の強化と対応方針の明確化 4. 人材育成 (詳細は下記「備考欄」にて) |
| スケジュール | 15年度 | ・対象先の見直し(毎期) ・CFSグループ担当先の進捗状況の営業店への還元(毎月) ・CFSグループ担当先について常務会宛て報告(毎月) ・元気復活作戦対象先について常務会宛て報告(半期毎) ・企業財務支援トレーニーの実施(原則毎月1~2名程度) ・企業財務支援ケーススタディ研修の実施(半期に1回程度) ・債務者区分ランクアップ実績の公表(半期毎) |
| | 16年度 | 15年度と同様 |
| 備考(計画の詳細) | | 1. 取組みにあたっての役割分担の明確化 CFSグループと元気復活作戦の役割分担を明確化し、それぞれの対象先については半期ごとに見直しを行なう。 2. 営業店と本部の連携強化 (1) CFSグループの担当先に関する進捗状況については、毎月最低1回、営業店へフィードバックを行なう。 (2) CFSグループの日常活動に営業店担当者を同させ、当事者意識の高揚と活動の裾野の拡大を図る。 3. 経営陣への報告態勢の強化と対応方針の明確化 (1) CFSグループの活動状況と対象先の改善進捗状況については、毎月常務会宛て報告する。 (2) 元気復活作戦の進捗状況を半期毎に常務会へ報告する。 (3) 報告においては、個社別の対応方針(プリパッケージ型事業再生、私的整理、DES、DIPファイナンス、RCC信機機能、産業再生機構等の利用の可否を含む)を明確にする。 4. 人材育成について (1) 営業店の融資担当上級行員・役席者を対象に、1~2週間程度の期間、CFSグループの日常活動に同行させ実地研修を行なう「企業財務支援トレーニー」を実施する(毎月1~2名程度)。 (2) 営業店担当行員、役席者を対象に「企業財務支援ケーススタディ研修」を半期に1回実施する。 (3) CFSグループによる対象先との直接面談、交渉においては営業店担当者を同行させ、OJTの推進、情報共有を図る。 |

| | | |
|----------|--|---|
| 進捗 状況 | (1) 経営改善支援に関する態勢整備の状況（経営改善支援の担当部署を含む） 15年4月～16年9月 | <ol style="list-style-type: none"> 1. CFSグループ担当先、元気復活大作戦の対象先については半期毎に見直しを行っており、平成15年10月にはそれぞれ32先、250先とした。 2. CFSグループ担当先の進捗状況については、毎月営業店宛て還元を行なっている。 3. CFSグループの活動状況、担当先の現況については毎月常務会宛て報告を行なっている。 4. 15年7、10月にCFSグループを各1名増員し（計6名）、「元気復活大作戦」の管理専担者として営業店活動の管理・フォローを行なうこととした。 5. 企業財務支援トレーナーについては、平成15年度中に計5名実施済み。 6. 企業財務支援ケーススタディ研修を平成15年6月と平成16年2月に融資担当者・役席者計52名を対象に実施した。 7. 支援対象企業への人材派遣については、平成16年3月末現在で2社（グループ）に対し4名の行員を派遣している。 |
| | 16年4月～16年9月 | <ol style="list-style-type: none"> 8. 平成16年4月の見直しにより、支援対象先はCFSグループの担当先25先、元気復活大作戦の対象先315先の計340先とした。 9. 平成16年度の営業店総合業績表彰における与信管理部門評点200点のうち、100点を財務支援項目とし、ランクアップ実績取組みについての仕振り評価を業績に反映することとした。 10. 7月これまでの「企業財務支援グループ（CFS）」を「企業経営支援室（CMS）」として組織的格上げを行ない、同時に人員も7名に増員し、組織体制を強化した。 11. 9月2日・3日、営業店役席者・担当者20名を対象に企業財務支援ケーススタディ研修を実施した。 12. 上期中に企業再生支援トレーナーを営業店担当者計3名実施。 13. 審査部専担者の行外研修への派遣 (1)地銀協・企業再生実務講座：2名（4月、6月） (2)リサ・パートナーズ・企業再生研修：1名（9月） 14. 支援対象企業への人材派遣については、平成16年9月末現在で3社（グループ）に対し5名の行員を派遣している。 |
| | (2) 経営改善支援の取組状況（注） 15年4月～16年9月 16年4月～16年9月 | 別添資料「経営改善の取組み（平成16年9月末現在）」 |

（ 宮崎銀行 ）

（注）下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行なったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果をあげていくための課題は何か（借手の中小企業サイドの課題を含む）

経営改善支援の取組み（平成16年9月末現在）

【経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか】

当行における地元企業への再生取組みについては、現在以下に掲げる3つのカテゴリーに大別される形態をとっており、実効性を高めるためにそれぞれの役割分担を明確化した上で取組んでいく方針である。

1. 取引先企業への人材派遣（長期常駐・出向）
2. 企業経営支援室（CMS）の支援活動
3. 元気復活大作戦の推進

【同方針に従い、具体的にどのような活動を行なったか】

1. 取引先企業への人材派遣（長期常駐・出向）

取引先のうち、先方より支援要請があった先及び当行が支援の必要性を認識した先に対し、行員を一定期間当該企業へ派遣（出向形態）し、経営改善の支援を行なう態勢。平成16年9月末現在、3社（グループ）に対し5名の派遣を行なっている。

2. 企業経営支援室（CMS）の支援活動

平成13年10月、審査部内に企業再生支援の専担チームとして「企業財務支援グループ」を設置し活動を開始した。その後平成16年7月、更なる態勢強化を図るべく「企業経営支援室」として組織格上げを行ない、同時に人員も強化した。室長（統括）を筆頭に、中小企業診断士の資格を有する行員など合計7名のメンバーで構成され、うち3名が直接関与先25先に対し再生支援活動を行なっている。

3. 元気復活大作戦の推進

企業再生支援活動の裾野を広げ、営業店みずから自店取引先の再生支援を行なう活動として、平成14年5月に「元気復活大作戦」を開始した。さらに平成15年10月、本活動の実効性を高める目的で営業店における支援担当者を明確化するとともに、営業店の活動への支援、フォローアップを強化するため、企業財務支援グループ（現・企業経営支援室）のメンバーのうち2名を本活動の専担者として配置し、「元気復活大作戦」として再スタートした（平成16年上期対象先315先）。また、平成16年度の営業店総合業績表彰においては、与信管理部門評点200点のうち、100点を経営改善支援項目とし、ランクアップ実績、取組みについての仕振り評価を業績に反映することとした。

4. 営業店現場担当者のレベルアップ

専担者による直接関与や「元気復活大作戦」の実効性を更に高めるため、担当者のレベルアップを図るべく、以下のとおり地銀協をはじめとする行外研修への参加や営業店担当者を対象とした行内研修を実施中。

- (1) 行外研修（地銀協）・・・平成16年上期中にCMSより2名派遣した。
- (2) 行内研修・・・「企業財務支援ケーススタディ研修」を実施した（9月2日・3日営業店担当者20名）。
- (3) 企業財務支援トレーナー・・・CMSの経営改善支援活動のOJTを行なった（平成16年上期中3名）。

【経営改善支援態勢一覧表（平成16年9月末現在）】

| | 企業再生を目的とした人材派遣 | CMSの直接関与活動 | 元気復活大作戦 |
|--|--------------------------------------|--|---|
| 人員 | 5名 | CMS 3名 | CMS 3名 営業店支援担当者82名 |
| 対象先 | 3社（グループ） | 25先 （当行メイン・貸出3億円超 要注意先～破綻懸念先） | 315先 （CMS直接関与先以外で 要改善先） |
| 役割分担 | 支援対象先への出向・常駐により経営改善計画の遂行管理・サポートを行なう。 | 有事の際に地域への影響、当行経営への影響ともに大きい先に対し、中期的にランクアップ、ランクダウン防止を図る。 | 営業店における支援活動の裾野を広げるため、営業店担当者が直接関与し、CMS専担者がサポート・管理を行ない、早期ランクアップを目指して集中支援を行なう。 |
| 要注意・破綻懸念先における支援対象先のカバー率・・・債権額ベース 56.5% | | | |

【こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか】

1. 支援先経営陣の意識改革
2. 経営陣の現状認識
3. 資金繰り安定
4. 遊休不動産の活用

【こうした取組みを進め、成果をあげていくための課題は何か】

（借り手の中小企業サイドの課題を含む）

1. 銀行サイド
 - (1) 専門知識が豊富な人員が限られており、時間的、物理的に限界がある。
 - (2) 本部スタッフに頼る活動だけではその成果に限界があり、企業再生の裾野を広げるべく営業店レベルでの意識高揚が必要である（営業店におけるモチベーションアップが必要）。
2. 借り手中小企業サイド
 - (1) 企業内部における人材不足
 - (2) 構造的な不況業種への限界

以上

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 宮崎銀行

【15年4月～16年9月】

(単位：先数)

| | | 期初債務者数 | うち 経営改善支援取組み先 | のうち期末に債務者 区分が上昇した先数 | のうち期末に債務者 区分が変化しなかった 先 |
|------------------|-----------|--------|------------------|------------------------|------------------------------|
| 正常先 | | 11,091 | 50 | | 7 |
| 要 注 意 先 | うちその他要注意先 | 2,111 | 286 | 36 | 193 |
| | うち要管理先 | 348 | 84 | 32 | 33 |
| 破綻懸念先 | | 388 | 52 | 3 | 32 |
| 実質破綻先 | | 188 | 2 | 2 | 0 |
| 破綻先 | | 106 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 14,232 | 474 | 73 | 265 |

- 主) ・ 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 宮崎銀行

【16年度上期(16年4月～16年9月)】

(単位:先数)

| | | 期初債務者数 | うち | |
|-------|-----------|--------|------------|--------------------|
| | | | 経営改善支援取組み先 | のうち期末に債務者区分が上昇した先数 |
| 正常先 | | 10,248 | 1 | 0 |
| 要注意先 | うちその他要注意先 | 2,376 | 253 | 29 |
| | うち要管理先 | 216 | 56 | 10 |
| 破綻懸念先 | | 378 | 46 | 1 |
| 実質破綻先 | | 133 | 1 | 0 |
| 破綻先 | | 70 | 0 | 0 |
| 合計 | | 13,421 | 357 | 40 |

- 主) ・ 期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。